

四街道市クレジットカード決済導入事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、四街道市クレジットカード決済導入事業に係る最優先事業候補者を選定するための公募型プロポーザル実施に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2. 事業の概要

本事業の内容については、次の各項に掲げるもののほか、別添「四街道市クレジットカード決済導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

- (1) 事業名 四街道市クレジットカード決済導入事業
- (2) 事業期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
(ただし、本事業期間は60か月を予定している。)
- (3) 契約額 0円（本事業に係る年会費は生じないものとする。)

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人とします。

- (1) 直近5年以内に国及び地方公共団体の同種事業における実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条（昭和22年政令第16号）の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始決定がされていない者、かつ民事再生法に基づく再生手続開始決定がされていない者であること。
- (4) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年7月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過している者又は本案件への申請日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を起こしていない者であること。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (7) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

4. 失格要件

参加申込書を提出してから最優先事業候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外します。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 参加申込書又は企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- (4) 事業候補者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請等により、契約の履行が困難と

認められる状態に至った場合。

- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (7) 著しく信義に反する行為があった場合。
- (8) 「8. 選定審査」において最低基準点に満たない場合。

5. プロポーザル参加申込

次の提出書類を提出期限までに提出してください。

ア 提出書類

- (1) 参加申込書（様式1）※代表者以外の名義で申請する場合は、委任状（任意様式）を添付してください。
- (2) 事業実績書（様式2）
- (3) 機能確認書（様式3）
- (4) 企画提案書（任意様式）

本要領及び仕様書に則り「9. 選定基準（2）提案評価点」の各項目に係る基本的な考え方を簡潔に記載してください。

イ 提出期限：令和8年9月28日（月） 午後5時（必着）

ウ 提出方法：①メール ※メール送信後、確実を期するため、お電話にて到達確認を行ってください。

②郵 送

③持 参 ※土曜・日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時30分まで

エ その他：提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6. 選定までのスケジュール（予定）

スケジュール	日時	提出書類
プロポーザル募集開始	令和8年8月28日（金）	－
質問書受付期限	令和8年9月9日（水）	質問書（様式4）
質問に対する回答期限	令和8年9月15日（火）	
プロポーザル参加申込期限	令和8年9月28日（月）午後5時	提出書類一式
提出書類に対する 市からの質問期限	令和8年10月13日（火）	
質問に対する事業候補者からの回答期限	令和8年10月20日（火）	任意様式
選定結果の通知（公表）	令和8年10月下旬	－
契約事務	令和8年11月上旬～	－

※日程については、都合により変更となる場合があります。

7. プロポーザルに関する質問

本要領及び仕様書の内容等に質問がある場合は、質問書（様式4）を提出することができます。

- (1) 受付期限 令和8年9月9日（水）
- (2) 提出方法 四街道市役所会計課宛てメールで質問書（様式4）を提出した後、その旨をお電話にてお知らせください。
メールアドレス (ykaikei@city.yotsukaido.chiba.jp)
電話番号（043-421-6151）
- (3) 回答方法 令和8年9月15日（火）までに、質問者を伏せたうえで、市ホームページに掲載します。

8. 選定審査

- (1) 最優先事業候補者の選定については、公募型プロポーザルとし、書類審査を実施して決定します。
- (2) 書類審査は、「9. 選定基準」に基づき、四街道市クレジットカード決済導入事業者選定委員会が行います。
- (3) 機能確認書（様式3）の点数を「機能評価点」、企画提案書の点数を「提案評価点」として扱い、機能評価点と提案評価点の合計点が最も高い1者を最優先事業候補者とします。
- (4) 合計点の高い事業候補者が2者以上あるとき（同点のとき）は、提案評価点の高い事業候補者を最優先事業候補者として選定します。それでもなお同点の場合は、四街道市クレジットカード決済導入事業者選定委員会委員（以下「委員」という。）の表決により最優先事業候補者を選定します。
- (5) 機能評価点及び提案評価点はそれぞれ満点の6割を最低基準点とし、これに満たない場合は審査対象外とします。
- (6) 審査にあたり、確認が必要な事項がある場合のみ、市から提出書類に関する質問を行います。
- (7) 選定結果は、市ホームページにおいて公表するとともに、事業候補者全員に通知します。
- (8) 選定結果に関する異議の申し立ては受理しません。

9. 選定基準

選定審査を行うための評価項目については以下のとおりです。

(1) 機能評価点 100点満点

評価項目	配点
機能確認書（様式3）	100

(2) 提案評価点 100点満点（※）

（※）（100点×委員5名）に100／500を乗じたもの

計算の結果に小数点以下がある場合は、小数点第2位で四捨五入するものとする。

番号	評価項目	評価の視点	配点
1	事業実施方針	本事業の目的及び仕様書の内容をよく理解しているか。	10
2	経営体制	安定した経営体制であり、収益構造が多角化され単一事業に依存していないか。	10
3	利便性	利用料金の支払方法、締め日、その他仕様書に記載している事項について利便性があるか。	10
4		クレジットカードの追加発行手続きが簡便で効率的に行えるか。	10
5	セキュリティ	クレジットカードの不正利用等を未然に防ぐ対応体制が適切に整備されているか。	10
6		1回あたりの決済上限額の制限や、月の利用限度額等の利用制限を設定できるか。	10
7		クレジットカードの利用状況や残額、明細が即時に更新され、市が即座に確認できるシステムが構築されているか。	10
8	価格	年会費以外に市が負担する費用について、具体的に提示され、その額が最小限に抑えられているか。	10
9	実績	国または地方公共団体や企業等での多様な実績やノウハウを有しているか。	10
10	独自の提案	市の経費節減に資するキャッシュバック等の取り組みを有しているか。	10

10. その他

- (1) プロポーザルに関する費用については、事業候補者の負担とさせていただきます。
- (2) 提出書類は、本事業の事業者選定以外に使用しません。
- (3) プロポーザルの手続き上知り得た情報は第三者に漏らしてはなりません。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 最優先事業候補者選定後の契約締結は、四街道市に定められた随意契約手続きによるものとします。
- (6) 他の事業候補者に関する情報、審査の過程及び内容等についてはお答えしません。